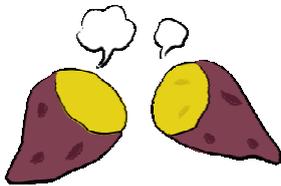


羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成27年11月号 vol.13



10月3日～5日、仲間7人で故郷信州の上田古戦場マラソンに行ってきました。直前の肉離れで完走すら不安ではありましたが、自己ワースト記録を大幅に更新しながらも1時間27分で走り切ってきました。松茸料理に、信州蕎麦、鮎のフルコース、りんごや葡萄、地ビール、地酒と、秋の信州の食を満喫した旅行となりました。

11月8日は、いよいよ福岡マラソン。今回はゆっくり楽しんで走るつもりですが、直前になるといろいろ欲も出てきて(笑)。結果は12月号で報告いたします。



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

11月ともなると、そろそろ年末の足音も聞こえてくる時期。ご商売をされている方は、日頃お世話になっている取引先などにお礼として「商品券」を配るなどという機会も多いかと思います。こういった商品券の購入費用は、原則は経費にはできませんが、ちょっと注意が必要です。

”商品券の配布先や配賦金額を明らかにしておかないと経費として認められないこともあります！”

法人、個人ともに、取引先等に配賦する商品券の購入費用は「交際費」となり、中小法人(資本金1億円以下の法人)であれば年800万円までは全額損金算入、個人であれば特に金額の制限はなく必要経費に算入できます。

ただし、これはあくまでも業務との関連性を明らかにしているということが前提となります。ご自身を守る意味でも、次のようなことに注意しましょう。

- ・具体的な配賦先と、その配賦先との関係を明らかにしておくこと。
- ・それぞれの配布先に対して何枚の商品券を配布をしたか明らかにしておくこと。

これらを商品券の受払簿や配賦先リストなどで整理し、税務調査の際には提示できるようにしておくといでしょう。

「今月の本の紹介」

「エッセンシャル思考」
(グレッグ・マキューン 著・かんき出版)

開業して1年余り、向上心とともに週末もほぼ休むことなく突っ走り、日頃の仕事以外にも、様々な研修会に参加したい、あちこちの経営者の集まりにも参加したい、自分磨きのためにも毎日本を読みたい、映画も見たい、趣味のマラソンも充実させたいと、鬼に角、忙しく動いている中でこの本を手に入れました。

本書は、より多くの仕事をこなすためのものでなく、やり方を変え、自分にとっての本質的なことに集中するための手がかりを見つけ出す一冊です。

なかなか実践までには至っておりませんが、もの見方を変えるよいきっかけとなりました。

「旬のレシピ」

＜カキのオイル煮＞
・カキ 10個 → 洗ってよく水切り

・にんにく 3片 → 薄切り
・赤とうがらし 1本 → 輪切り
・オリーブオイル 100cc弱
・塩こしょう 適量

(A)

- ①小鍋に(A)を入れごく弱火で炒める。
- ②にんにくの香りが立ったらカキを入れる。
- ③弱火でゆっくり煮て、身が縮んできたらOK

パセリをふってもよいです。さらに刻んだアンチョビを加えても美味しいです！

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所